

5. 会計監査（2名）：会計監査は普通会員の中から互選する。
6. 書記は社会学部事務長に委嘱する。

第7条

本研究会委員の任期は2年とする。重任を妨げない。

第5章 総 会

第8条

総会は定期総会と臨時総会とし、会長が主宰する。定期総会は毎年一回開催され、臨時総会は会長が必要と認めたとき、あるいは普通会員の1/2以上の要求があった場合に開催される。議決は出席者の過半数をもって行う。

第9条

総会の承認を必要とするものは第6条第1項のほか、次の事項とする。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. その他運営委員会において必要と認めた事項

第6章 会 計

第10条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条

本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 会 費
普通会員年額 31,200円
賛助会員年額 10,000円
2. 寄付および補助助成による金品
3. その他の収入

第12条

本会員および本学社会学部大学院学生・大学院研究員並びに学部学生は機関誌の配布を受ける。学生の購読費は年間2,600円とする。

付 則

第1条

本会の事業運営に必要な諸規定は、運営委員会の議を経て別に定めることができる。

第2条

本会の会則変更および本会の解散、ならびに、これに伴う財産の処分等については、総会において、出席者の2/3以上の同意を得ることを要する。

第3条

本会則は1992年4月1日より施行する。